

令和2年第4回市議会定例会行政報告

東久留米駅西口昇降施設について

東久留米駅西口昇降施設につきましては、「東久留米駅西口土地区画整理事業」による駅前広場の整備に合わせ、平成6年3月より建設に着手し、同年11月16日に橋上駅舎とともに供用開始されたものでございますが、令和2年第3回市議会定例会において、当該施設は建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかになりました。

本事案につきましては、市民の皆様との信頼関係を著しく損なうものであり、コンプライアンスの観点からも極めて遺憾であります。

また、当該施設の建設当時の竣工図、構造計算書から安全性を確認してきておりますが、平成5年度に建築確認申請がなされていなかったことについて市民の皆様や市議会議員の皆様に対して現市長として心よりお詫びを申し上げる次第でございます。

本事案に関する経緯を確認するため、改めて庁内で確認したところ、設計図、竣工図、構造計算書、工事監査報告書の存在が確認できましたが、建築確認申請を行わなかった経緯は把握できませんでした。

また、特定行政庁である東京都多摩建築指導事務所や当時の施工業者にも問合わせをいたしました。当時の資料は存在しないとの回答があり、当該経緯は把握できませんでした。

なお、これら経緯の確認を進める中で、平成9年度に当該施設内の1階ピロティ一部における屋根を増設していたこともわかりました。

一方で、当該施設への今後の対応として、特定行政庁への相談や駅舎本体の管理者である鉄道事業者と調整も進めており、増設された屋根も含めた現状施設の建築基準法に係る適合状況について現状確認を含め調査を実施し、市として特定行政庁へ報告していくことといたしました。

なお、当該調査に係る必要経費について、本定例会に補正予算のご提案を申し上げたところでございます。

今後は、速やかに調査業者の選定等の手続きを進め、しっかりと課題に対して取り組んでまいります。

なお、市民の皆様には、以上の現状について、市広報・市ホームページにより公表する予定としております。